

**令和 7 年度「地域活動に取り組む NPO や地域団体等に対する資金調達力向上のための支援事業
(WEB サイトの制作)」企画提案募集 実施要項**

1 委託事業名

地域活動に取り組む NPO や地域団体等に対する資金調達力向上のための支援事業（WEB サイトの制作）

2 趣旨・目的

人口減少や少子高齢化社会が進む中、NPO や地域団体等による地域課題への取り組みや地域貢献のための活動が重要となっている。そのような NPO や地域団体等の多くにおいて、新興の団体ほど、組織運営力がなく、特に活動資金が不足しているという現状に対し、活動継続のための資金調達力の向上を図る支援を実施する。

3 業務の概要

地域貢献活動に取り組む NPO や地域団体等に対して、資金調達力の向上を図ることを目的とした支援業務として、講座の開催及び伴走支援を行うこととしている。当該伴走支援を行った NPO や地域団体等（以下「対象団体」という。）が資金調達の実践としてクラウドファンディングを実施するための WEB サイトの制作を行う。

4 委託事業の内容

クラウドファンディングを実施するための WEB サイトの制作

5 事業実施要件

(1) クラウドファンディングを実施するための WEB サイトの制作

- ・対象団体がクラウドファンディングを実施するための神戸市専用 WEB サイト（以下「専用サイト」という。）を制作する。
- ・対象団体は、「地域活動に取り組む NPO や地域団体等に対する資金調達力向上のための支援事業（講座・伴走支援）」（以下「講座・伴走支援事業」という。）において、伴走支援を行う団体等とする。
- ・対象団体は 15 団体以上を想定。
- ・クラウドファンディングを実施する期間は、令和 7 年 12 月を含めた 3 か月程度を想定。
- ・講座・伴走支援事業を実施する事業者と連携のうえ、業務に取り組むこと。
- ・専用サイトにおいて、対象団体が寄付を募集する活動等を紹介し、各々で寄付を募ることとする。
- ・専用サイトでは、クラウドファンディングに関する活動のみならず、神戸市内のその他の地域活動についても紹介し、神戸の地域活動の情報発信の場とすること。
- ・対象団体の WEB サイト利用料等は無料とする。
- ・専用サイトの運営等にあたり、クラウドファンディングの手数料等が発生する場合、必ずその内容を提案に含めること。
- ・対象団体の寄付金の受け取り方法（寄付金の流れ）について、提案に含めること。

(2) その他

- ・別途企画提案募集を実施している講座・伴走支援事業と連携した業務を提案することを可能とする。
- ・講座・伴走支援事業と連携した提案を行う場合、いずれか一方の事業のみを実施する場合との違いがわかるようにすること。また、見積書においてもその違いがわかるよう記載すること。
- ・委託期間終了後 20 日以内に、日別のアクセス数等、専用サイトの効果を分析するために必要な指数を盛り込んだ当該契約に係る業務報告書を提出すること。

6 委託事業費（契約上限額）

金 500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

7 契約期間

契約締結日から令和 8（2026）年 3 月 31 日まで

8 応募者の資格

次の掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団排除要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (6) 納期が到来している所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納していないこと。
- (7) 共同企業体で参加する場合は、代表者及び構成員が上記（1）から（6）までのすべてを満たすこと。なお、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に関する事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。

9 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 7 年 5 月 19 日（月） |
| (2) 企画提案参加申込書兼質問書等提出期限 | 令和 7 年 6 月 6 日（金） |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 7 年 6 月 13 日（金） |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和 7 年 6 月 30 日（月） |
| (5) 提案選考会における提案時間の通知 | 令和 7 年 6 月 30 日（月）以降 |
| (6) 提案選考会 | 令和 7 年 7 月中旬予定 |

- | | |
|---------------|--------------|
| (7) 選定結果通知 | 令和7年7月中旬予定 |
| (8) 契約締結・委託開始 | 令和7年7月下旬予定 |
| (9) 委託終了 | 令和8年3月31日（火） |

10 応募書類の配布

- (1) 配布方法
神戸市ホームページに掲載
- (2) 配布期間
令和7年5月19日（月）から同年6月6日（金）17時まで

11 応募書類の提出

- (1) 提出先
神戸市地域協働局地域活性課 担当：古藤
E-mail：npo@city.kobe.lg.jp
〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1（神戸市役所1号館23階）
TEL：078-322-6837 FAX：078-322-6133
- (2) 提出方法
電子メール
(電子メールでの提出が難しい場合は、(1)提出先にご相談ください。)

12 応募方法

- (1) 企画提案参加申込書兼質問書等の提出
 - ① 提出書類
 - ア 企画提案参加申込書兼質問書（様式1）
 - イ 参加資格確認書（様式2）
 - ウ 共同企業体認定申請書（様式3）
※共同企業事業体で参加する場合のみ
 - 以下は、令和6年度・令和7年度神戸市入札参加資格（工事請負又は物品等）を有しない場合のみ提出すること。
 - エ 法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書
※提出日時点で発行日より3か月以内のもの
 - オ 国税及び地方税の納税証明書
※直近1か年分
 - キ 暴力団関係者排除に係る誓約書（様式4）
- ② 提出期限
令和7年6月6日（金）17時必着
- ③ 提出先・提出方法
上記「11 応募書類の提出」をご参照ください。

※ 質問に対する回答は、令和7年6月13日（金）17時まで、応募者全員に対し、電子メールにて回答します。

※ 質問は、「企画提案参加申込書兼質問書」（様式1）以外では受け付けません。

(2) 企画提案書等の提出

「企画提案参加申込書兼質問書」の提出者は、委託事業の実施についての「企画提案書」及び「事業見積書」を作成し、提出してください。

※ 期限までに「企画提案参加申込書兼質問書」を提出していない場合は、「企画提案書」及び「事業見積書」の提出はできません。

① 提出書類

ア 企画提案書

※ 様式自由。

イ 見積書

※ 事業実施に係る経費の内訳を業務別に分けて記載してください。

※ A4サイズ、様式自由。

ウ こうべ女性活躍推進企業認定制度（ミモザ企業）、えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん、トライくるみん認定、ユースエール認定、ひょうご女性の活躍企業表彰、仕事と生活のバランス企業表彰、一般事業主行動計画のいずれかに該当することを証する書類（該当する場合）

エ 共同企業体協定書（様式自由）

※ 共同企業体で参加する場合のみ

※ 代表者の権限や構成員の役割分担等を明記すること

オ その他本市が必要と認める書類

② 提出期限

令和7年6月30日（月）17時必着

③ 提出先・提出方法

上記「11 応募書類の提出」をご参照ください。

13 委託予定事業者の選定方法

提案選考会において提案説明を実施し、本事業の委託予定事業者を選定する。

(1) 提案選考会の開催

日時：令和7年7月中旬を予定

場所：神戸市役所内会議室を予定

※ 1企業あたりの提案説明の時間は8分以内、選考委員との質疑応答の時間は8分以内とする。

※ 各企業の提案時間については令和7年6月30日（月）以降、提案企業に連絡する。

※ 提案書を提出した企業は必ず出席すること。欠席の場合は選考対象から除外する。

(2) 評価基準：100点

ア 事業の運営方針：10点

- ・事業の目的、内容が十分に理解されているか。

イ 事業の運営体制：35 点

- ・業務を確実に遂行できる運営基盤のある組織体制であるか。(10 点)
- ・個人情報保護及び管理するための措置が講じられているか。(5 点)
- ・委託事業と同種の支援業務の実績があるか。(10 点)
- ・講座・伴走支援事業を実施する企業との連携体制が十分であるか。(10 点)

ウ 事業の企画内容：30 点

- ・事業の実施が効果的かつ円滑に遂行できるか。(10 点)
- ・対象団体にとって有益な内容・工夫がされているか。(10 点)
- ・実施要項で指定している業務以外で効果的な提案が盛り込まれているか。(10 点)

エ 地域点：10 点

- ・地元企業（神戸市内に本社がある企業）の場合（10 点）
- ・準地元企業（支店等が市内にある企業）の場合（5 点）

オ 価格点：10 点

<算出式>

（全参加申請者のうち最も低い提案価格） / （当該参加申請者の提案価格） × 10

カ 男女共同参画の職場づくりへの社会的貢献度：5 点

以下のいずれかに該当しているか。

評価項目	確認方法
・ こうべ女性活躍推進企業認定制度 （ミモザ企業）	認定証の写し ※神戸市の HP にて公表
・ えるぼし認定・プラチナえるぼし認定	えるぼし認定・プラチナえるぼし認定通知書 ※厚生労働省 HP にて公表
・ くるみん認定・プラチナくるみん・ トライくるみん認定	くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定通知書 ※厚生労働省 HP にて公表
・ ユースエール認定	ユースエール認定通知書 ※厚生労働省 HP にて公表
・ ひょうご女性の活躍企業表彰	表彰状の写し ※ひょうご女性の活躍推進会議の HP にて公表
・ 仕事と生活のバランス企業表彰	表彰状の写し ※ひょうご仕事と生活センターHP にて公表
・ 一般事業主行動計画	一般事業主行動計画策定（労働局の受付印のあるもの）の写し

(3) 選定方法

- ① (2)に定める内容点の合計点が最も高いものを委託予定事業者とする。
- ② いずれの応募者も(2)ア、イ、ウの合計点が配点の合計の5割に満たない場合は、委託予定事業者なしとする。
- ③ 見積価格が契約上限額を上回った場合は、評価の対象外とする。

- ④ ①による最高得点者が複数ある場合は、内容点のうち「事業の運営体制」の点数が最も高い者を委託予定事業者とする。さらに「事業の運営体制」の最高得点者も複数ある場合は、「事業の企画内容」の点数が最も高い者を委託予定事業者とする。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は選定対象から除外する。また、委託予定事業者が契約締結後に失格事由に該当することが判明した場合は、本市は、何ら催告を要せず契約を解除することができる。

- ① 選定委員に対して直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また神戸市ホームページに掲載する。神戸市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の総得点を掲示する。

14 契約締結事務等に関する事項

- (1) 委託予定事業者の企画提案に基づき、委託予定事業者と神戸市との間で最終的な仕様等について協議・調整を行った上で、委託契約を締結する。
- (2) 委託予定事業者が辞退したり、資格を喪失したりしたときは、次点者と委託契約を締結できるものとする。

15 その他

- (1) 当該プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選考の結果の如何を問わず、当該プロポーザルの終了後も返却しない。
- (3) 提出された書類は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- (4) 提出された書類は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 神戸市が指示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更、差し替え、追加提出若しくは再提出は認めない。
- (6) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負うものとする。
- (7) 参加者は、委託予定事業者の選定後、この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (8) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の企画提案募集への参加は無効とする。